

東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領

（趣旨）

第1条 この要領は、東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱第10条の規定に基づき、東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員の協議により公開しないとしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

（会議の開催の周知）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書（別紙様式）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

- 2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

（傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 委員等、他の傍聴人に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、着用している者
- (2) 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (3) 児童及び乳幼児（ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。）

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人が第8条及び前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはいかならない。

(傍聴人の意見陳述)

第10条 傍聴人は、会議中、会長が許可した場合に限り、意見を陳述することができる。

- 2 傍聴人は、意見を陳述するときは、すべて会長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第11条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び会場
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) その他協議会において必要と認める事項
- 2 議事録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。
- 3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報道関係者の取扱)

第12条 報道関係者は、第5条及び第6条の規定に関わらず、公開の協議会を傍聴することができる。

- 2 第7条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の協議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(ワーキングの準用)

第13条 第2条から前条までの規定は、上流域ワーキング、中流域ワーキング及び下流域ワーキング（以下ワーキングという）の会議の公開について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月4日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

